

株 主 各 位

第19回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

新株予約権等の状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

株式会社ピアラ

第19回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の新株予約権等の状況、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.piala.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第 1 0 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2022年5月25日
新 株 予 約 権 の 数	181個
保 有 人 数	当社取締役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 18,100株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権1個当たり 4,746円 (1株当たり 47.46円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 845,00円 (1株当たり 845円)
権 利 行 使 期 間	2024年5月26日から 2032年5月25日まで
行 使 の 条 件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を行使する時点において、当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年退職により退職した場合、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が2024年5月26日から2032年5月25日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の(a)、(c)、(i)の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - (a) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合。
 - (b) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - (c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合。
 - (d) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受け

た場合。

- (e) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合。
 - (f) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合。
 - (g) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合。
 - (h) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合。
 - (i) 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合。
- (4) 本新株予約権者は、2023年12月期の当社決算書上の連結損益計算書における営業利益が5億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合に、これらの影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の調整営業利益をもって判定するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第10回新株予約権	
発行決議日	2022年5月25日	
新株予約権の数	519個	
保有人数	当社使用人 当社子会社取締役	20名 2名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	51,900株 100株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	4,746円 47.46円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	845,00円 845円
権利行使期間	2024年5月26日から 2032年5月25日まで	
行使の条件	(注)	

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は、「1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」における第10回新株予約権の行使の条件

と同一であります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社グループの現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、税理士森満彦を受託者として「ピアラ新株予約権信託」（以下「本信託」という。）を設定しており、当社は本信託に基づき、森満彦に対して、第9回新株予約権を発行しております。なお、第9回新株予約権は、当期中において全て失効しております。

	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2018年8月30日
新 株 予 約 権 の 数	70,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 140,000株 (新株予約権1個につき 2株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 750円 (1株当たり 750円)
権 利 行 使 期 間	2021年4月1日から 2028年8月30日まで
行 使 の 条 件	(注)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、2020年12月期又は2021年12月期のいずれかの事業年度において、営業利益が600百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。ただし、2019年12月期から2020年12月期において、一度でも営業利益が364百万円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。
なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (3) (2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

- (a) 行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が本項への該当を判断するものとする。）。
- (4) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 当社は、2018年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行い、2020年2月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	850,095	812,695	243,898	△121,765	1,784,923
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	195	195			390
剰 余 金 の 配 当			△34,781		△34,781
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△232,577		△232,577
自己株式の取得				△20,433	△20,433
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		1,330			1,330
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	195	1,525	△267,358	△20,433	△286,072
当 期 末 残 高	850,290	814,220	△23,460	△142,199	1,498,851

	その他の包括利益累計額			新 予 約 株 権	非 支 配 主 分 株 持	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	55,964	7,790	63,754	978	83,107	1,932,764
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						390
剰 余 金 の 配 当						△34,781
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)						△232,577
自己株式の取得						△20,433
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						1,330
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△41,700	△5,800	△47,500	2,343	9,079	△36,077
当 期 変 動 額 合 計	△41,700	△5,800	△47,500	2,343	9,079	△322,150
当 期 末 残 高	14,264	1,989	16,254	3,322	92,186	1,610,614

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社PIALab.
PIATEC(Thailand) Co., Ltd.
比智(杭州)商貿有限公司
台灣比智商貿股份有限公司
CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.
PG-Trading (Vietnam) Co., Ltd.
株式会社ピアラベンチャーズ
ピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合
株式会社P2C

上記のうち、株式会社P2Cについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度まで非連結子会社であった第9回新株予約権信託は、当連結会計年度において清算を結了したため、非連結子会社から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社数 該当事項はありません。
- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・持分法を適用した関連会社の名称 E-Medical株式会社

なお、E-Medical株式会社については当連結会計年度より重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社の名称 該当事項はありません。

なお、前連結会計年度まで持分法を適用していない非連結子会社であった第9回新株予約権信託は、当連結会計年度において清算を結了したため、持分法を適用しない非連結子会社から除外しております。

- ・持分法を適用していない関連会社の名称 該当事項はありません。

③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、直近の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 4～8年

ロ. 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会

計年度負担額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については、その効果の発現する期間を個別に見積り、合理的な年数で均等償却しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客に対して広告に関連するサービスを提供しており、主に各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作を行っております。

各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作に関しては、主に媒体に広告出稿がされた時点や広告制作物を納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

また、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、広告マーケティングの一部のサービスに係る収益に関して、従来は顧客から受領する対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更してお

ります。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されていますが、当連結会計年度の期首における純資産額に対する累積的影響額はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「商品」（当連結会計年度90千円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前の金額）	120,774千円
うち、当社における繰延税金資産残高 （繰延税金負債との相殺前、未実現利益消去後）	120,774千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の十分性及びタックス・プランニング等に基づいて、税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

収益力に基づく将来の課税所得の十分性の判断にあたっては、事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画に含まれる将来の売上高の予測や費用の見込みにあたっては、通販DXサービス及び異業種展開（マーケティングDX）における新規受注の見込みを考慮した売上高の増加に加え、通販DXサービスのノウハウの蓄積による利益率の改善に係る仮定が含まれております。

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などにより影響を受ける可能性があり、通販DXサービス及び異業種展開（マーケティングDX）における新規受注の見込みを考慮した売上高の増加に加え、通販DXサービスのノウハウの蓄積による利益率の改善に係る仮定に変化が生じ、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(固定資産の減損)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	108,133千円
無形固定資産	229,258千円
減損損失	145,903千円

なお、減損損失の詳細については、「10.その他の注記(減損損失関係)」に注記している通りであります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは原則として事業用資産については、管理会計上の区分等をもとに、事業のサービス別に資産のグルーピングを行っております。また、当社グループの本社管理部門等に係る資産は、共用資産としてより大きな単位にて資産のグルーピングを行っております。ただし、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産及び将来の使用が見込まれない遊休資産等については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

各資産グループに減損の兆候があると認められる場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、当該減少額は減損損失として計上されます。

当連結会計年度においては、主に株式会社ピアラにおける共用資産について継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断しております。このため、当連結会計年度において当該資産グループについて、減損損失の認識の要否の判定をしておりますが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者の承認を得た事業計画を基礎としているため、通販DXサービス及び異業種展開(マーケティングDX)における新規受注の見込みを考慮した売上高の増加に加え、通販DXサービスのノウハウの蓄積による利益率の改善に係る仮定が含まれております。

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の減損損失の認識の要否判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(資産から直接控除した減価償却累計額)

固定資産

有形固定資産

建物	37,598千円
工具、器具及び備品	28,878千円
その他	1,282千円

(受取手形及び売掛金のうち顧客との契約から生じた債権の金額)

受取手形	222,102千円
売掛金	1,154,787千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,118,560株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	34,781千円	5円00銭	2021年12月31日	2022年3月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 77,920株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。受取手形及び売掛金については、与信管理規程に従い、管理本部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式並びにファンドへの出資であり、株式の発行体及びファンドの保有する出資先の経営状況並びに財務状況の変化に伴い出資元本を割り込むリスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券のうち株式については、定期的に株価や取引先企業の財務状況、市場金利の動向を把握しております。また、ファンドへの出資については、定期的にファンドの決算書等により財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり資金調達に係る流動性リスクに晒されております。借入金については、資金計画及び実績状況を毎月、取締役会に報告を行い、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券(*2)	47,892	47,892	—
資産計	215,436	195,408	△20,028
長期借入金(*3)	621,138	618,522	△2,615
負債計	621,138	618,522	△2,615

(*1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。なお、当連結会計年度において、非上場株式について46,499千円の減損処理を行っております。

区分	金額 (千円)
非上場株式	262,483
ファンドへの出資	64,387

(*3) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	47,892	－	－	47,892
資産計	47,892	－	－	47,892

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	618,522	－	618,522
負債計	－	618,522	－	618,522

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	218円93銭
(2) 1株当たり当期純損失	△33円59銭

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は、以下のとおりであります。

		(単位：千円)
ECマーケティングテック		
	KPI保証	8,792,732
	通販DX	1,246,909
	小計	10,039,642
広告マーケティング		1,599,474
その他		136,332
	合計	11,775,448

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4)会計方針に関する事項 ⑥収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

		(単位：千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)		1,385,214
顧客との契約から生じた債権(期末残高)		1,376,890
契約負債(期首残高)		178,998
契約負債(期末残高)		50,670

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に計上しております。契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。

契約負債は、役務提供の完了時に収益を認識する顧客との取引について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、おおむね当連結会計年度の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がなく、主に1年内の契約であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. その他の注記

(減損損失関係)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	主な用途	種類	減損損失 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	事業用資産	ソフトウェア	48,864
		ソフトウェア仮勘定	62,575
	遊休資産等	工具、器具及び備品	2,148
		ソフトウェア	312
		ソフトウェア仮勘定	32,005
計			145,903

当社グループは原則として事業用資産については、管理会計上の区分等をもとに、事業のサービス別に資産のグルーピングを行っております。また、当社グループの本社管理部門等に係る資産は、共用資産としてより大きな単位にて資産のグルーピングを行っております。ただし、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産及び将来の使用が見込まれない遊休資産等については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

本社の事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。遊休資産等については、事業展開に遅延が生じたことにより、当初予定していた収益が見込めなくなったため減損損失を計上しております。

本社の事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことから使用価値を零として評価しております。遊休資産等の回収可能価額は、市場価格等に基づく正味売却価額により測定しており、回収可能価額を零として評価しております。

(追加情報)

資産のグルーピングの見直し

当社の資産のグルーピングにつきましては、これまで事業用資産については営業拠点ごとにグルーピングを行い、また遊休資産等については個別資産ごとに行ってまいりました。当連結会計年度において、新規事業を立ち上げ、管理体制の見直しを行ったこと等に伴い、上記のグルーピングに見直しを行いました。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	850,095	812,695	812,695	281,324	281,324	△121,765	1,822,349
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	195	195	195				390
剰 余 金 の 配 当				△34,781	△34,781		△34,781
当 期 純 損 失 (△)				△214,350	△214,350		△214,350
自 己 株 式 の 取 得						△20,433	△20,433
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	195	195	195	△249,132	△249,132	△20,433	△269,175
当 期 末 残 高	850,290	812,890	812,890	32,191	32,191	△142,199	1,553,173

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 ・ 換 算 差 額 等	評 価 差 額 金 合 計		
当 期 首 残 高		53,408	978	1,876,736
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				390
剰 余 金 の 配 当				△34,781
当 期 純 損 失 (△)				△214,350
自 己 株 式 の 取 得				△20,433
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△39,795	△39,795	2,343	△37,452
当 期 変 動 額 合 計	△39,795	△39,795	2,343	△306,627
当 期 末 残 高		13,612	3,322	1,570,108

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 関係会社出資金

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	4～8年

② 無形固定資産 (のれんを除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年以内) に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4)引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(5)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については、その効果の発現する期間を個別に見積り、合理的な年数で均等償却しております。

(6)収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (1)連結の範囲に関する事項 ⑥収益及び費用の計上基準」に記載した事項と同一であるため、詳細は省略しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、広告マーケティングの一部のサービスに係る収益に関して、従来は顧客から受領する対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されていますが、当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」

という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度まで、独立掲記しておりました「商品」(当事業年度2,783千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前の金額)	120,774千円
------------------------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記(繰延税金資産の回収可能性)② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

(固定資産の減損)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	81,262千円
無形固定資産	226,652千円
減損損失	156,378千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記(固定資産の減損)② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産

建物	26,047千円
工具、器具及び備品	26,406千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権	2,616千円
長期金銭債権	42,557千円
短期金銭債務	24,597千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	829千円
営業取引（支出分）	301,492千円
営業取引以外の取引（収入分）	2,792千円
営業取引以外の取引（支出分）	6,952千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	197,900株
------	----------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	47,075千円
賞与引当金	12,211
関係会社事業損失引当金	8,095
未払事業税	3,373
投資有価証券評価損	25,943
関係会社株式評価損	18,991
減価償却超過額	31,459
減損損失	48,596
商品評価損	14,414
資産調整勘定	7,833
その他	21,611
繰延税金資産小計	239,607
評価性引当額	△118,832
繰延税金資産合計	120,774
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,007
繰延税金負債合計	△6,007
繰延税金資産の純額	114,766

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.	タイ国 バンコク	2,000千 タイバーツ	越境EC事業 に伴う輸入 請負販売代 行、物流支 援、貿易業 務、広告業 務、メディ ア動画制作	所有 直接 49%	資金の 貸付 資金の 援助等	資金の (注1)	8,772	関係会 社長期 (注2) 貸付金	134,091
							利息の (注1)	1,573	その他 流動資 (注2) 産	430

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.の貸倒懸念債権に対し、122,294千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、24,431千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 226円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △30円95銭 |

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「9. 収益認識に関する注記 (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。